償却資産の申告を忘れずに

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

償却資産は、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。令和4年1月1日現在、九重町内 に償却資産を所有する方は期限内に申告してください。

課税対象になる償却資産の例(業種別抜粋)

| 業種 | 資産の名称 |
|---------|----------------------------------|
| 各種業種共通 | パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、看板、LAN設備など |
| 製造業 | 金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など |
| 小売業 | 陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)など |
| 飲食業 | テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など |
| 理容・美容業 | 理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポールなど |
| ホテル・旅館業 | 客室設備(ベッド、家具等)、厨房設備、家具調度品、駐車場設備など |
| 農業・林業 | ビニールハウス、動力伐採機、乾燥機、パワーショベルなど |
| 電気供給業 | 太陽光パネル、風車、地熱、バイオマス発電設備、架台(レール)など |

- ※償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具などをいいます。
- ※ただし、下記の資産は固定資産税の償却資産の対象になりません。
- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ③取得価額が10万円以上20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して費用処理する資産 (一括償却資産)

申告について

●前年度申告した方

12月中に申告書を送付します。令和3年1月から令和3年12月までの資産の増加や減少を記入し、提出してください。資産に変更がない場合や事業を廃止した場合も申告が必要です。

初めて申告する方

令和4年1月1日現在の資産所有状況(資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など)について申告書などを作成のうえ、税務課まで提出してください。

提出期限 令和4年1月31日(月)まで

期限が近くなると混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

家屋の取り壊しをされた方へ

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

- ▶ 固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。
- ▶ 住宅や工場、物置などの家屋の全部または一部を滅失(取り壊し)したときは、その旨を税務課まで届け出てください。(令和4年1月1日までに滅失登記を行った場合を除く)
- ▶届出がない場合は、固定資産税が引き続き課税されることがありますので注意してください。